

第4編 災害復旧・復興計画

第1部 被災者生活再建支援のための計画

第1章 生活確保対策計画

第1節 計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部 （健康長寿福祉部）

第2 被災者生活再建支援実施に関する基本指針

- 1 施策全般を通じて、甚大な被災地及び要配慮者等向けの措置を優先して実施する。
- 2 緊急を要する救援対策業務完了後に「行政による生活再建支援メニュー」及び「実施スケジュール」は可能な限り網羅的かつ迅速に作成・公表する。
- 3 申請受付及び給付等実施については、国・府・関係機関・協力団体等と連携・協力し、業務量の平均化と受給手続きの簡略化に努める。
- 4 施策の実施にあたっては、市ホームページ災害専用サイトのほか、「広報京丹後被災者支援情報」、チラシ等印刷物を通じて、十分な事前広報を実施する。
- 5 被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

第3 市各部、関係機関・協力団体等の役割分担のめやす

名称区分	手順その他必要な事項
健康長寿福祉部	☐ 災害弔慰金・災害傷害見舞金の支給、災害援護資金等貸付の実施 ☐ 被災者生活再建支援金支給申請書の受付 ☐ 行政及び関係機関による被災者生活再建支援施策に関する連絡・調整 ☐ 災害救助法関係事務のとりまとめ
市民環境部	☐ 被災者等への市税の徴収猶予及び減免等
総務部	☐ 行政及び関係機関による被災者生活再建支援施策に関する広報
商工観光部	☐ 被災者への職業のあっせん
支部	☐ 各部が所管する業務への所管地区におけるとりまとめ、協力
市各部共通	☐ 所管施設及び所管業務に係る被災者生活再建支援施策の実施、協力
市社会福祉協議会	☐ 生活福祉資金の貸付に関する窓口業務 ☐ 行政による生活再建促進資金支給又は貸付に関する協力
府	☐ 被災者生活再建支援金の対象となる自然災害の公示 ☐ 支援金支給に係る市からの書類のとりまとめ及び被災者生活再建支援法人への送付 ☐ 府税の徴収猶予及び減免等 ☐ 再就職促進のための支援 ☐ その他府の所管に係る被災者生活再建支援施策の実施

名称区分	手順その他必要な事項
国等関係機関・協力団体・事業所	☐ 府・市が行う被災者生活再建支援金支給に関する協力 ☐ 国税の徴収猶予及び減免等 ☐ ハローワークによる職業のあっせん ☐ その他所管に係る被災者生活再建支援施策の実施
民生児童委員	☐ 生活福祉資金、母子及び父子並びに寡婦福祉資金の貸付に関する協力 ☐ 行政による生活再建促進資金支給又は貸付に関する協力
区長等	☐ 支給又は貸付メニュー及び実施スケジュールに関する広報協力

第2節 職業あっせん計画

第1 とりまとめ責任担当部 （ 商工観光部 ）

第2 措置のあらまし

区分	あらまし
実施手順のめやす	☐ 市（商工観光部）は、災害の状況によりその必要があると認めたときは、離職者の状況を把握し府（丹後広域振興局）に報告する。また早期再就職を促進するために必要な措置を講ずるよう要請する。 ☐ 府並びにハローワーク峰山（峰山公共職業安定所）の長は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握する。 ☐ 以下に示す措置を実施し離職者の早期再就職のあっせんを行う。
窓口の設置	☐ ハローワーク内に被災者のための臨時職業相談窓口を設置する。
ハローワークに来訪することが困難な地域への措置	☐ ハローワークに来訪することが困難な地域において、臨時職業相談所を開設し、または巡回職業相談を実施する。
諸制度の活用	☐ 市及びハローワークの制度を活用し、離職者の職業能力向上及び早期就職を促進する。

第3節 租税の徴収猶予及び減免等に関する計画

第1 とりまとめ責任担当部 （ 市民環境部 ）

第2 措置のあらまし

区分	あらまし
市税 納税期限の延長	☐ 災害により、納税義務者等が期限内に申告その他の書類の提出又は市税を納付もしくは納入することができないと認めるときは、次の方法により災害がおさまったあと2か月以内に限り、当該期限を延長する。 （市税条例第18条の2） ☐ 災害が広域にわたる場合は、市長が職権により適用の地域及び期限の延長日を指定する。 ☐ その他の場合、災害がおさまったあと速やかに被災納税義務者等による申請があったときは、納期限を延長する。

区分		あらまし
	徴収猶予	□災害により財産に被害を受けた納税義務者等が市税を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行う。（地方税法第15条）
	減免	□被災した納税（納付）義務者に対し、該当する各税目等について、次により減免を行う。（市税条例第51条、第71条、第139条の3、市国民健康保険税条例第25条） □個人の市民税：被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。 □固定資産税：災害により著しく価値が減じた固定資産について行う。 □国民健康保険税：被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。 □特別土地保有税：災害により著しく価値が減じた土地について行う。
府税・国税		□国及び府は、被災者の納付すべき国税及び府税について、法令及び府条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付もしくは納入に関する期限の延長、徴収猶予、滞納処分の執行の停止等並びに減免の措置を災害の状況により実施する。
各種手数料・使用料等の減免		□災害の状況により、必要と認める場合は、以下のような手数料・使用料等の減免を行う。 □諸証明手数料（住民票・印鑑登録証明書、戸籍抄本等） □市税関係証明書の交付手数料（所得証明、評価証明、納税証明等） □水道使用料・下水道使用料 □保育料 □介護保険料

第4節 融資計画

第1 とりまとめ責任担当部 （健康長寿福祉部）

第2 融資制度の概要

区分	災害弔慰金の支給等に関する法律による災害援護資金	生活福祉資金	母子及び父子並びに寡婦福祉資金
貸付機関	市	府社会福祉協議会	府
貸付対象者	府のいずれかの区域に災害救助法第2条第1項が適用された災害（自然災害に限る）により次の被害をうけた世帯の世帯主 (1)災害により被害を受けた世帯で世帯主が1か月以上の負傷を負った世帯 (2)住居又は家財の価額の1/3以上の損害を受けた世帯	災害により被害をうけたことによる生活困窮から自立更正のために資金を必要とする低所得世帯 ※災害弔慰金の支給等に関する法律による災害援護資金貸付対象となる世帯を除く	被災母子・父子・寡婦世帯
資金種別	特になし	住宅資金、災害援護資金	事業開始、事業継続、住宅資金
貸付限度額	世帯主負傷 1,500,000円 世帯主負傷と家財の1/3以上の損害	住宅改修の経費 400万円以内	

区分	災害弔慰金の支給等に関する法律による災害援護資金	生活福祉資金	母子及び父子並びに寡婦福祉資金
貸付機関	市	府社会福祉協議会	府
	2,500,000 円 世帯主負傷と住居半壊 2,700,000 円 特別事情 3,500,000 円 世帯主負傷と住居全壊 3,500,000 円 家財の 1/3 以上の損害 1,500,000 円 住居の半壊 1,700,000 円 特別事情 2,500,000 円 住居の全壊 2,500,000 円 特別事情 3,500,000 円 住居全体の流失 3,500,000 円	災害を受けたことにより、臨時に必要となる経費 150 万円以内	
貸付期間	10 年（うち 3 年据置）	7 年、住宅改修のときは 14 年以内（うち 3 ヶ月据置、状況に応じて 2 年以内）	
償還方法	年賦、半年賦又は月賦	年賦、半年賦又は月賦	
貸付利率	年 3 % 以内で条例に定める率（据置期間中は無利子）	年 1.5%（連帯保証人がある場合無利子）	

注）貸付限度額は、350 万円を限度に被害の程度により区分あり。

第5節 災害弔慰金等支給計画

第1 とりまとめ責任担当部 （健康長寿福祉部）

第2 支給制度等の概要

区分	災害弔慰金	災害障がい見舞金
実施機関	市	市
支給対象者	次のいずれかの災害（自然災害に限る）により死亡した者の遺族 (1) 市において住居が 5 世帯以上滅失した災害 (2) 府内において住居が 5 世帯以上滅失した市町村が 3 以上ある場合の災害 (3) 府内において災害救助法第 2 条第 1 項が適用された市町村が 1 以上ある場合の災害 (4) 災害救助法第 2 条第 1 項が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が 2 以上ある場合の災害	次のいずれかの災害（自然災害に限る）により「災害弔慰金の支給等に関する法律 別表」に掲げる程度の障害がある者 (1) 市において住居が 5 世帯以上滅失した災害 (2) 府内において住居が 5 世帯以上滅失した災害 (3) 府内において災害救助法第 2 条第 1 項が適用された市町村が 1 以上ある場合の災害 (4) 災害救助法第 2 条第 1 項が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が 2 以上ある場合の災害

支給限度額	死亡者 1 人につき 主たる生計維持者	障がい者 1 人につき 主たる生計維持者
	5,000,000 円	2,500,000 円
	それ以外の者 2,500,000 円	それ以外の者 1,250,000 円
備考		

第6節 被災者生活再建支援金支給計画

第1 とりまとめ責任担当部 (健康長寿福祉部)

第2 被災者生活再建支援金支給の概要

1 制度の概要

自然災害により住宅が全壊（全焼・全流出）、大規模半壊（住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難）若しくは中規模半壊（住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難）した世帯又は住宅全壊世帯に準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯（半壊又は住宅の敷地に被害が生じ、その他住宅をやむを得ず解体した世帯、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯）で、一定の条件を満たす世帯に支給される。

2 実施手順のめやす

- (1) 自然災害により被災者生活再建支援法による被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）の支給の必要が生じたとき、府及び市は支援金支給のための事務を迅速に行う。
- (2) 府は支援金の対象となる自然災害を公示し国及び被災者生活再建支援法人（以下「法人」という。）へ報告する。
- (3) 市は住宅被害の認定を行い、被災者への支援金の支給申請に必要な書類（り災証明書等）の発行、制度の説明、被災者からの申請書等の受付、府への書類送付等を行う。
- (4) 府は支援金支給に係る市からの書類のとりまとめ及び法人への送付等を行う。
- (5) 法人は送付された書類に基づき被災者へ被災者生活再建支援金の支給事務を行う。

3 対象世帯及び支給限度額

対象となる自然災害	支給対象者	支給限度額	実施主体等
暴風、洪水、地震その他の自然災害で、次のいずれかに該当する場合 (1)「災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市区町村における自然災害」 (2)10以上の世帯の住宅が全壊した市区町村における自然災害 (3)100以上の世帯の住宅が全壊した京都府内における自然災害 (4)京都府内で(1)又は(2)の自然災害が発生した場合に、その自然災害により5以上の世帯の住宅が全壊した市区町村（人口10万人未満に限る。）に係る自然災害 (5)（1）から（3）の区域のいずれかに隣接し、その自然災害により5以上の世帯の住宅が全壊した市区町村（人口10万人未満に限る。）に係る自然災害 (6)（1）若しくは（2）の市町村を含む都道府県又は（3）の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）に係る自然災害	(1) 左記の対象災害により住宅が全壊、大規模半壊又は中規模半壊した世帯 (2) 左記の対象災害により半壊又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 (3) 左記の対象災害により住宅に居住不能な状態が長期間継続することが見込まれる世帯	次の(1) + (2)の合計を支給 (1) 基礎支援金 ア 全壊世帯 100万円（単数世帯 75万円） イ 大規模半壊世帯 50万円（単数世帯 37.5万円） (2) 加算支援金 ア 全壊世帯、大規模半壊世帯 （ア）住宅を建設又は購入する世帯 200万円（単数世帯 150万円） （イ）住宅を補修する世帯 100万円（単数世帯 75万円） （ロ）住宅を賃借する世帯 50万円（単数世帯 37.5万円） イ 中規模半壊世帯 （ア）住宅を建設又は購入する世帯 100万円（単数世帯 75万円） （イ）住宅を補修する世帯 50万円（単数世帯 37.5万円） （ロ）住宅を賃借する世帯 25万円（単数世帯 18.75万円）	実施主体 京都府（ただし、支給に関する事務は、被災者生活再建支援法人に指定された（公財）都道府県センターに委託） 申請書類の提出窓口 市区町村 支援金の費用負担 被災者生活再建支援法人 1/2・国 1/2

第7節 金融措置計画

第1 とりまとめ責任担当部（総務部）

第2 大規模地震災害時における計画方針

- 1 大規模な地震災害が発生した場合には、預金払出し等混乱が起こることが想定される。そのため、金融機関は営業が可能な限り、営業を確保する。

- 2 近畿財務局京都財務事務所、日本銀行京都支店及び府は金融秩序を維持し、通貨の円滑な供給確保のために必要な指導、援助を行うなど万全の措置を講ずる。

第3 措置のめやす

項目	手順その他必要な事項
顧客・従業員の安全の確保	☐ 店頭の顧客、従業員の安全の確保に十分配慮する。 ☐ 被害の軽減、業務の円滑な遂行を確保するため、危険箇所の点検、重要書類・物品等の安全確保、要員確保等について応急措置をとる。
銀行・信用金庫等の営業の確保	☐ 休日又は平常時間外も臨時に営業措置をとる。 ☐ り災した場合は、可及的速やかに営業を開始する。 ☐ 預金証書、通帳、届出印鑑を紛失した場合、実情に即する簡易な方法をもって払戻しを実施する。 ☐ 事情によっては、定期預金、定期積金の期限前の払い戻し又はこれを担保とする貸出しに応ずる。
生保・損保会社の営業の確保	☐ できる限り簡易迅速な保険金の支払いに配慮する。 ☐ 契約者のり災状況に応じて保険料の払込み猶予期間の延長に配慮する。
証券会社の営業の確保	☐ 預かり金払出しは、り災者の実情に即する簡易な確認方法をもって実施する。 ☐ 預かり有価証券は売却・解約代金の即日払いの申し出があった場合には適宜配慮する。
電子債権記録機関の営業の確保	☐ 災害時における電子記録債権の取引停止処分又は利用契約の解除等に配慮する。 ☐ 休日営業又は平常時間外の営業について配慮する。
顧客への周知徹底	☐ 営業の確保、臨時措置の実施について、必要に応じてポスターの店頭掲示等の手段を用いて顧客に周知する。

第8節 郵便業務計画

第1 とりまとめ責任担当部 (総務部)

第2 大規模地震災害時における計画方針

- 大規模な地震災害が発生した場合、被災状況及び被災地の実情に応じて、郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策を日本郵便株式会社が実施する。
- 市は、措置のあらましについて、連絡を受けた場合は、市ホームページ災害専用サイトのほか、「広報京丹後被災者支援情報」、チラシ等印刷物を通じて、周知広報を実施する。

第3 措置のあらまし

機関名	被災者の生活再建支援のための特別措置
日本郵便株式会社（峰山郵便局）	☐ 被災地あて救助用小包の料金免除 ☐ 被災者に対する郵便はがき等の無償交付 ☐ 郵便貯金等の非常取扱の実施 ☐ 簡易保険の非常即時払並びに非常即時貸付 ☐ 簡易保険積立金による地方公共団体に対する災害復旧資金の融資（国土保全事業、災害復旧事業）

第9節 り災証明書の交付

第1 とりまとめ責任担当部 (総務部)

第2 り災証明書の交付における計画方針

- 1 市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、被災者生活再建支援システムを導入して、災害による住家等の被害の程度の調査やり災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者にり災証明書を交付するものとする。
- 2 平常時から住家被害の調査やり災証明書の交付担当部局と応急危険度判定の担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。加えて、災害発生時に従事する担当者の育成、業務を統括する指導者の養成、住家被害の調査及びり災証明書の発行訓練の実施、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進め、業務の実施体制の整備・拡充に努める。
- 3 さらに、災害時には、被害の規模と比較して体制・資機材が不足すると見込まれる場合には、速やかに他の地方公共団体や民間団体への応援要請を行うほか、写真による自己判定方式の導入及び住民への周知等、業務の迅速化に努めるものとする。

第3 計画の内容

第3編 第4部 第4章 第6節 り災証明書発行計画を準用する。

第10節 被災者台帳の作成

第1 とりまとめ責任担当部 (総務部)

第2 被災者台帳の作成における計画方針

- 1 被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるため、必要に応じ被災者台帳を作成する。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。
- 2 市は、府が災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者に関する情報を収集する。

第3 措置のあらまし

項目	手順その他必要な事項
被災者台帳	☐ 個々の被災者の被害の状況 ☐ 各種の支援措置の実施状況 ☐ 配慮を要する事項

第 11 節 その他関係機関が行う被災者生活支援に関する計画

第1 とりまとめ責任担当部 （ 健康長寿福祉部 ）

第2 被災者の生活再建支援のための特別措置

機関名	被災者の生活再建支援のための特別措置
ハローワーク峰山 (峰山公共職業安定所)	☐ 証明書による失業の認定 災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、証明書により事後に失業の認定を行い、失業給付を行う。 ☐ 激甚災害による休業者に対する基本手当の支給 激甚災害に指定された場合は、災害による休業のための賃金を受けることができない雇用保険の被保険者（日雇労働保険者は除く）に対して、失業しているものとみなし基本手当を支給する。
	☐ 雇用調整助成金の特例適用の要請 次の休業等をさせる場合、休業手当にかかる賃金負担の一部を助成できるよう厚生労働省へ要請する。 ☐ 被災地域の事業主が労働者を休業させる場合 ☐ 被災地域以外の災害関連下請け事業所が労働者を休業させる場合 ☐ 被災地域の事業主が新卒者等の内定取消の回避を図る場合
NHK（日本放送協会）	☐ NHK厚生文化事業団との協力により被災者の各種相談等の実施また医療団、防災班の派遣等の奉仕を図る。 ☐ 被災者の受信料免除
西日本電信電話株式会社 等電信電話事業者	☐ 避難指示等により実際に電話サービスが受けられない契約者の基本料金の免除 ☐ 災害による建物被害により仮住居等へ電話を移転する契約者の移転工事費
関西電力送配電株式会社	☐ 仮設住宅などで臨時電灯・電力使用のため臨時工事費の免除等、被災状況に応じて判断し、経済産業大臣の認可により実施

第2章 住宅復興計画

第1節 計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部 （ 建設部 ）

第2 住宅復興に関する基本指針

- 1 計画全般を通じて、甚大な被災地及び要配慮者等向けの措置を優先して実施する。
- 2 補修により安全性を確保できるものについては、「がれき発生量の抑制と地域環境保護」の観点から可能な限り補修するよう所有者等に協力を求める。また補修促進体制を確立し現住宅の居住継続の方途を追及する。
- 3 災害公営住宅建設、既設公営住宅復旧とあわせて、民間賃貸住宅の供給を促し、迅速かつ相応量の住宅供給の確保に努める。
- 4 各部の行う復旧・復興計画との連携、他市町村・都道府県・関係機関・団体・関連業者・専門家・ボランティア並びに市民・事業所等に広く協力を求め、住民の自力復旧及び民間活力の発揮に対し最大限の支援を行う。
- 5 計画の実施にあたっては、十分な事前広報・住民との協議を実施する。

第2節 住宅復興計画の概要

第1 補修

項目	手順その他必要な事項
自費補修に対する支援	☐ 自力（自費）で補修する被災者に対する相談業務を行う。 ☐ 建築士会、市建設業協会（建設業者）等建築関係団体・事業所に対し被災者からの住宅補修依頼への最大限対応協力を要請する。 ☐ 府・国に対し物価安定、復旧資材確保のための広域的支援を要請する。
災害復興住宅補修資金融資の促進	☐ 大規模災害発生時に自力（自費）で補修するには資金が不足する被災者に対して独立行政法人住宅金融支援機構が行う場合に「り災証明書」の発行、融資制度に関する相談業務を行う。
府及び市独自資金融資又は補助金支給制度の検討、実施	☐ 災害の実状に応じて、府、市による住宅再建支援のための資金融資又は補助金支給制度の検討、実施 ※ 資料編 6－8－5 平成 16 年 10 月台風 23 号災害時の措置 ☐ 大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅等支援事業補助金の交付 大規模自然災害により生活の基盤となる住宅等の被害を受けた市民が、可能な限り早期に安定した生活を取り戻すため、市は被災者住宅の再建等を行う者に対して、その費用の一部について地域再建被災者住宅等支援補助金を交付する。詳細は、要綱により定める。 ☐ 大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅支援融資の周知 大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅支援融資、独立行政法人住宅金融支援機構の災害復興住宅融資について、府及び関係金融機関と協力して周知を行う。

項目	手順その他必要な事項
その他公費資金融資	☐ 生活困窮世帯に対し府社会福祉協議会及び府が補修又は改築資金を融資する。 ※ 本編第1章第4節「融資計画」参照
既設公営住宅の復旧（補修）	☐ 災害により既設の市営住宅が被害を受けたとき、その被害額が一定以上に達した場合に国の補助を受け実施する。 ☐ この場合住宅災害速報を災害発生後10日以内に府知事を通じて国土交通省住宅局長に提出しなければならない。

第2 建設

項目	手順その他必要な事項
自費建設に対する支援	☐ 自力（自費）で建設する被災者に対する相談業務を行う。 ☐ 建築士会、市建設業協会（建設業者）等建築関係団体・事業所に対し被災者からの住宅建設依頼への最大限対応協力を要請する。 ☐ 府・国に対し物価安定、復旧資材確保のための広域的支援を要請する。
災害復興住宅建設資金融資の促進	☐ 大規模災害発生時に自力（自費）で建設するには資金が不足する被災者に対して独立行政法人住宅金融支援機構が行う場合に「り災証明書」の発行、融資制度に関する相談業務を行う。
一般個人住宅災害特別建設資金融資の促進	☐ 災害復興住宅資金の貸付と並行して適用されるため、申込人の希望によりどちらでも申し込むことができる。 ☐ 融資期間、利率、限度額は一般個人住宅建設資金と同じになるが、随時受付がされること、土地費についても融資対象となること、利率に収入金額による差がないことが相違する。 ☐ 申込書には「り災証明書」の添付が必要である。
府及び市独自資金融資又は補助金支給制度の検討、実施	☐ 災害の実状に応じて、府、市による住宅再建支援のための資金融資又は補助金支給制度の検討、実施 ※ 資料編6－8－5 平成16年10月台風23号災害時の措置 ☐ 大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅等支援補助金の交付 大規模自然災害により生活の基盤となる住宅等の被害を受けた市民が、可能な限り早期に安定した生活を取り戻すため、市は被災者住宅の再建等を行う者に対して、その費用の一部について地域再建被災者住宅等支援補助金を交付する。詳細は、要綱により定める。 ☐ 大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅支援融資の周知 大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅支援融資、独立行政法人住宅金融支援機構の災害復興住宅融資について、府及び関係金融機関と協力して周知を行う。
災害公営住宅の建設	☐ 大規模災害時に特別の割当てを受け、市が建設し管理する。 ☐ 当該年度に単年度事業として行う。ただし、やむを得ない場合は2か年にわたり行う。 ☐ 財政事情その他の理由から困難な場合は府が建設し管理する。
一般公営住宅の建設	☐ 結果としてどの条件にも適合せず災害公営住宅の対象となり得なかった場合で、しかも被災者を公営住宅で救済する必要があるときに一般の公営住宅を建設する。 ☐ この場合府、国（国土交通省）に要請する。

項目	手順その他必要な事項
既設公営住宅の復旧 (建設)	□災害により既設の市営住宅が被害を受けたとき、その被害額が一定以上に達した場合に国の補助を受け実施する。 □この場合住宅災害速報を災害発生後10日以内に府知事を通じて国土交通省住宅局長に提出しなければならない。 □従前の敷地が再び水没するおそれがある等の理由で、別の敷地を取得し再建設する場合の用地取得造成費は起債（災害復旧事業債単独災害）による。

※ 資料編6－8－5 平成16年10月台風23号災害時の措置

第3章 産業復興計画

第1節 計画の方針

- 1 被災した商工業、観光関係事業者、農林水産業従事者等の事業再建は、自力復旧を原則とする。
- 2 市は、国・府・関係機関等に自力復旧支援のための助成、融資制度の拡充・創設及び融資・返済条件の拡充・緩和（既往借入金を含む）を要望する。
- 3 市は、独自に補助金の交付や復旧資金調達関連の制度支援を行うよう努めるとともに、被災者向け食品、生活必需品の供給や応急資材・物資の調達等を通じて、市内商工業者、観光関係事業者及び農林水産業従事者の復旧を支援する。
- 4 市は、各部が行う復旧・復興計画を連携させるとともに、他市町村・都道府県・関係機関・団体・関連業者・専門家・ボランティア並びに市民・事業所等への広範な協力要請等の総合的推進に努める。
- 5 市は、計画の実施にあたり、十分な事前広報を実施する。

第2節 農林水産業の復興計画

第1 とりまとめ責任担当部 （ 農林水産部 ）

第2 市及び府の行う農林水産業関係緊急支援

- 1 京都府丹後農業改良普及センター、京都府農業共済組合、京都府農林水産技術センター丹後農業研究所、京都農業協同組合・京都府漁業協同組合等による被害農水産物に対する緊急技術指導及び農地・農業用施設、漁業用施設応急対策
- 2 京都府丹後家畜保健衛生所、府獣医師会、京都農業協同組合その他関係団体並びに市との連携による家畜防疫対策
- 3 森林組合等による林産物(林地)及び林産施設応急対策
- 4 業界団体に対する種苗・薬剤医薬品・資機材・飼料等確保対策に関する協力要請
- 5 流通対策

第3 農林漁業関係者への融資

府は、地震災害により被害を受けた農林漁業者又はその組合等に対し、復旧を促進し、農林漁業の生産力の回復と経営の安定を図るため、政府系金融機関及び一般金融機関に特別の配慮を要請し、以下のとおり、災害復旧に必要な資金の融資が迅速かつ円滑に行われるよう必要な措置を講ずる。

市は、災害時において、これらの融資制度についてPRするとともに、京都農業協同組合、各漁業協同組合等関係団体の協力を得て、被災した農林業関係者に対する融資適用が迅速かつ円滑に行われるよう努める。

なお、申し込みは、天災資金については京都農業協同組合・漁業協同組合、金融機関等へ、農林漁業セーフティネット資金等については株式会社日本政策金融公庫、農業協同組合・漁業協同組合、受託金融機関へ行う。

1 株式会社日本政策金融公庫による融資

農林水産業施設等の災害復旧資金及び被災農林漁業者の経営維持安定に必要な農林漁業セーフティネット資金について、株式会社日本政策金融公庫から貸付けを行わせるものとし、必要枠の確保、早期貸付け等につき適切な措置を講じ、又は指導を行う。

2 天災融資制度による融資等

農林水産物の被害が一定規模以上である場合においては、「天災による被害農林漁業者等に対する資金

の融通に関する暫定措置法」の適用を受けて、被害農林漁業者等に対する経営資金の融資、農協等系統金融機関・銀行等の融資機関に対する利子補給及び損失補償等の措置を講ずる。

第4 農業災害補償共済金の支払いの促進

農業災害補償法に基づく農業共済について、災害時に農業共済団体等の災害補償業務の迅速化、適正化を図るため、府において検査指導を行い早期に共済金の支払いができるよう促進する。

第3節 中小企業の復興計画

第1 とりまとめ責任担当部 （ 商工観光部 ）

第2 市及び府の行う商工業及び観光関係緊急支援

- 1 食品、生活必需品、応急資材・物資等の調達を通じた復旧支援
- 2 緊急金融支援措置及び仮設工場・仮設店舗の設置助成
- 3 取引先開拓等の復旧支援
- 4 雇用維持のための事業主支援
- 5 激甚災害法に基づく助成措置に関する国への要望
- 6 その他国・関係機関等への復旧・復興支援施策の実施要請

第3 資金需要の把握通報

市は、中小企業関係の被害状況について調査するとともに、再建のための資金需要について速やかに把握し、関係機関に対し、直ちにその状況を通報する。

第4 資金貸付の簡易迅速化、条件の緩和等の措置

府は、被災地を営業地域とする金融機関に対し、被害の状況に応じて貸付手続きの簡易迅速化、貸付条件の緩和等について特別の取り扱いを実施するよう要望する。特に必要な場合にあっては、市は、信用保証料補助、利子補給等を行い、制度融資等の利用促進を図る。

第5 商工業及び観光関係中小企業者に対する公的金融制度の周知

市は、府織物・機械金属振興センター、丹後広域振興局に設けられる災害復旧に係る緊急相談窓口を活用し、復旧資金の金融円滑化に対処するとともに、商工会その他の関係団体の協力を得ながら、国・府が行う金融上の特別措置、株式会社日本政策金融公庫が行う災害貸付、商工組合中央金庫が行う特災利率の適用等政府系金融機関の行う特別措置について、商工業及び観光関係中小企業者に周知するよう努める。

第6 その他

市は、府の行う施策の実施について、最大限協力する。また府・国・関係機関・団体等との連携・協力による、仮設店舗、仮設工場の設置助成、アドバイザーの派遣、技術等相談対応、取引先開拓等支援、「丹後の観光情報復旧速報版」の発行、観光復興と観光客誘致のためのイベントの開催、キャンペーンの実施その他必要な支援施策を総合的に検討し実施するよう努める。

第4節 風評被害対策

第1 とりまとめ責任担当部 （ 商工観光部 ）

第2 市及び府の行う風評被害対策

- 1 未然防止又は影響を軽減するため、その災害による影響等について、迅速かつ的確に広報する。
- 2 地場産業の商品等の適正な流通の促進、観光客の誘致促進等のための対策を執る。

第2部 市の復旧・復興のための計画

第1章 公共土木施設等復旧計画

第1節 計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部 （ 総務部 ）

第2 公共土木施設等災害復旧対策に関する基本指針

- 1 公共土木施設等の災害復旧は、被災施設の原形復旧を原則とするが、再度災害の発生を防止するために、必要な施設の新設又は改良を行う等将来の災害に備える。
- 2 応急復旧等による臨時的措置を講じたのち被害の原因、状況その他の条件を十分検討し、復旧の程度、緊急度等を考慮して実情に即した復旧計画を樹立する。
- 3 著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、公共施設の災害復旧が迅速かつ円滑に実施できるよう、市の各部（課）は災害の状況を速やかに調査し実態を把握し、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）による激甚災害の指定が早期に受けられるよう措置する。
- 4 被災した公共土木施設等の復旧事業が国庫負担等の対象とならない場合は、市単独災害復旧事業により早期復旧を図る。
- 5 計画の実施にあたっては、十分な事前広報を実施する。

第2節 計画の内容

第1 災害復旧事業計画の作成

市の各部は、災害応急対策を講じた後に被害の程度を調査・検討し、府の各部局と連携・協力し、それぞれが所管する公共土木施設等に関する災害復旧事業計画を、以下の基本方針に基づき、速やかに作成する。

1 災害の再発防止

復旧事業計画の樹立にあたっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、災害の再発防止に努める。

2 災害復旧事業期間の短縮

復旧事業計画の樹立にあたっては、被災状況を的確に把握し、速やかに効果のあがるよう事業期間の短縮に努める。

なお、災害復旧事業の種類は以下のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業（国土交通省所管事業、農林水産省所管事業）
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業（農林水産省所管事業）
- (3) 文教施設等災害復旧事業（文部科学省所管事業）
- (4) 厚生施設等災害復旧事業（厚生労働省所管事業）
- (5) 都市災害復旧事業（国土交通省所管事業）
- (6) 公営住宅等災害復旧事業（国土交通省所管事業）
- (7) その他の災害復旧事業（経済産業省所管事業）
- (8) 災害復旧に係る財政支援措置（総務省所管）

第2 災害復旧に伴う財政援助及び助成計画の作成

関係機関は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成する。また、国又は府が費用の全部又は一部を負担又は補助するものについては、復旧事業費の決定を受けるための査定計画を策定し、査定実施が速やかに行えるよう努める。

なお、災害復旧事業の採択範囲については、国庫負担法、同施行令、同施行規則、同事務取扱要綱及び同査定方針の定めるところによる。災害復旧事業費は、市が提出する資料及び実施調査の結果に基づき決定されるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担又は補助して行う災害復旧事業並びに激甚法に基づき援助される事業の根拠となる法律等は、次のとおりである。

1 法律に基づき一部負担又は補助するもの(主なもの)

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- (3) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- (4) 生活保護法
- (5) 児童福祉法、老人福祉法、身体障がい者福祉法、知的障がい者福祉法、精神保健福祉法、売春防止法
- (6) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- (7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (8) 予防接種法
- (9) 公営住宅法
- (10) 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針

2 激甚災害に係る財政援助措置

※ 第3章「激甚災害の指定に関する計画」参照

第3 災害復旧事業の実施

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、市は、復旧事業の事業費が決定され次第、必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等について措置し、災害復旧事業を早期に実施する。

第2章 文教復旧計画

第1節 計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部 （ 教育委員会 ）

第2 文教復旧計画の基本指針

- 1 地震災害により被害を受けた学校等の施設等は、迅速に復旧する。
- 2 学校等における教育活動は早期再開に努める。
- 3 被災地に存在する文化財については、現地調査を行い、少なくとも被災前の状態に保存し伝えるよう復旧に努める。
- 4 計画の実施にあたっては、十分な事前広報を実施する。

第2節 学校等の施設の復旧計画

災害応急対策を講じた後にできる限り速やかに被害の程度を調査・検討し、府の指導助言を得ながら復旧事業の計画的策定を行う。また、必要に応じて技術職員の派遣等技術的支援を府に要請する。

第3節 教育活動の再開

- 1 被災後、可能な限り早期に教育活動を再開できるよう努める。また、学校等が指定避難所となった場合においては、避難者の状況に十分配慮しつつ、教育活動が再開できるよう努める。
- 2 学校教育活動が正常に実施されるまでの間、被害の状況や地域の実情等を踏まえて休校や短縮授業等の適切な応急教育を実施する。また、学校施設等が使用できない場合は近傍の施設等を利用することも考慮する。
- 3 教育活動の再開にあたって、児童生徒等及び教職員に対する援助を行うため、次の事項について適切な措置を講じる。
 - (1) 災害に伴う「就学困難な児童及び生徒に係る就学援助についての国の奨励に関する法律（昭和 31 年法律第 40 号）」、「学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）」、「学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）」による補助金に関すること。
 - (2) 災害に伴う「特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和 29 年法律第 144 号）」による就学奨励費に関すること。
 - (3) 災害を受け、就学困難になった生徒に対する「京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条例（平成 14 年京都府条例第 34 号）及び「独立行政法人日本学生支援機構法（平成 15 年法律第 94 号）」による学資貸与金に関すること。
 - (4) 被災教職員に対する救済措置に関すること。
- 4 被災後、心的外傷後ストレス障害（P・T・S・D）等児童生徒等や教職員の心身の健康状態を把握するとともに、心身の健康が保てるよう努める。また、被災により精神的に大きな障がいを受けた児童生徒等の心の健康の問題に対応するため、スクールカウンセラー等の派遣による心の健康相談等の支援体制を整備する。

※ 第3編第4部第1章「医療助産計画」参照

※ 第3編第4部第3章第3節「避難者健康対策」参照

※ 第3編第4部第6章第4節「指定避難所開設期間中にとるべき措置」参照

第4節 文化財等の復旧計画

市内の文化財については、速やかに現地調査を行い、被害状況、復旧に要する経費、復旧方法等を調査するとともに、調査結果に基づいた復旧計画を定め実施する。また、周知の埋蔵文化財包蔵地上に位置する建物、道路等が被害を受けた場合、復旧計画段階から埋蔵文化財所管部局とその取扱いについて協議する。

第3章 激甚災害の指定に関する計画

第1節 計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部 （ 総務部 ）

第2 激甚災害指定に関する基本指針

- 1 激甚災害に相当する被害を受けた場合には、激甚法に基づく激甚災害又は局地激甚災害の指定を早期に受けられるよう促進する。
- 2 市の各部局は府が行う激甚災害又は局地激甚災害に関する調査等について協力する。

第2節 計画の内容

第1 激甚災害指定の手続き

激甚災害指定の手続きは、おおよそ次のとおり行われることになる。

- 1 市長は、災害が発生した場合は、すみやかにその被害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を府知事に報告する。
- 2 府知事は市長からの報告内容により、必要と認めた時は、内閣総理大臣に報告する。
(以上は、災害対策基本法第53条による)
- 3 内閣総理大臣は、府知事の報告に基づき、必要と認めたときは中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。
- 4 この場合、中央防災会議は、内閣総理大臣に答申するに際し、「激甚災害指定基準」又は、「局地激甚災害指定基準」に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを答申する。
- 5 内閣総理大臣は、この答申を受けて閣議を開き、激甚災害指定が閣議決定された後、政令として公布する。

第2 激甚災害に関する被害状況等の報告

市長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分考慮して、災害状況等を府知事に報告する。被害状況等の報告は、災害が発生した時から当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次に掲げる事項について行う。

- 1 災害の原因
- 2 災害が発生した日時
- 3 災害が発生した場所又は地域
- 4 被害の程度（災害対策基本法施行規則別表第1に定める事項）
- 5 災害に対しとられた措置
- 6 その他必要な事項

第3 特別財政援助額の申請手続き等

市の各部は、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、府各部局に提出し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

なお、激甚災害に係わる財政援助措置の対象は以下のとおりである。

- 1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
- 2 農林水産業に関する特別の助成
- 3 中小企業に関する特別の助成
- 4 その他の財政援助及び助成

第4章 水道復旧計画

第1節 計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部 （ 上下水道部 ）

第2 水道復旧計画に関する基本指針

- 1 「上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費」等を活用し、災害復旧事業を行い、施設の回復を図る。

第2節 水道の復旧事業

被災した施設の復旧に際して国庫補助ないしは財政援助の対象となる施設、補助率及び運用要綱については「上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱」によるものとする。

第5章 災害復興対策計画の策定

第1節 計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部 （ 総務部 ）

第2 災害復興対策計画策定に関する基本的考え方

- 1 大規模な災害からの被災地の復興については、市民の意向を尊重し、市が主体的に取り組み、府や国がそれらを支援する等適切な役割分担の下、災害発生後の応急対策、復旧対策の進捗を踏まえつつ、被災者の生活の再建、経済の復興等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すとともに、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復興を図るものとする。
- 2 復興に当たっては、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な現状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復興の基本方向を定めるものとする。
- 3 災復興の基本方向を定めるに当たっては、地域が一体となって復興を進めるため、地域の合意形成が必要不可欠であることから、専門的知見を有する有識者に意見を求めるとともに、市・住民・事業者等から幅広く意見を聴くこととし、女性や要配慮者等、多様な主体の参画の促進に努めるものとする。

第2節 計画の内容

第1 復興対策本部の設置

被害状況を速やかに把握し、応急対策、応急復旧対策が完了したのち災害対策本部を閉鎖するとともに、災害復興の必要性を確認した場合に、市長を本部長とする復興対策本部を設置する。事務局業務は総務部長が行う。

なお、必要に応じて府に対し府との連絡調整及び災害復興に関する技術的支援のための職員派遣を要請する。

第2 「大規模災害からの復興に関する法律(平成 25 年法律第 55 号)第 10 条」に基づく復興計画の策定

復興計画の作成について、次の事項を考慮し作成する。

- 1 国の復興基本方針及び府の復興方針に即すること
- 2 府と共同して作成することができること
- 3 公聴会の開催その他の住民の意見を反映するために必要な措置を講じること
- 4 復興協議会を組織できること

第3 復興に向けた体制整備等

市は、府及び関係機関・団体並びに市民・事業所と協力して、復興方針の迅速・的確な策定と、遂行のための体制整備を行うものとする。